

# 清水坂非人の存在形態と変容過程

田中 桜喜

(佐藤 文子ゼミ)

## 目次

序論	
第一章	坂と辻
第二章	中世における清水坂非人
第三章	清水坂非人の変容
結論	

## 序論

本稿は、京都・清水坂に集住した非人身分の集団、いわゆる清水坂非人を対象とし、彼らが集住した場所の特性と、中世から近世にかけての葬送における役割および権利の変容過程を検討するものである。

まず第一に、私は清水坂非人が集住した坂という場所の特質に注目したい。清水坂における非人の集住は、十世紀頃にはすでに見られ、十世紀から一一世紀成立の貴族の日記や十一世紀の説話類からも裏付けられる。八世紀頃より坂や辻は、現世と来世の境界、あるいは無縁・無主の地として意識されていたことが確認できる。清水坂周辺もまた、男女の結びつきや霊夢といったこの世と他界との懸け橋としての境界性が色濃く、こうした場所の特性が、非人集団による葬送権獲得の遠因となった可能性があると私は考える。

第二に、中世における清水坂非人の実態と職能を考察する。彼らは、実際には自らの乞庭や草場の安定的支配のために組織化された集団で

あった。十三世紀以降、彼らは鳥辺野などの葬地において、葬送に際して隨身された諸道具を取得する葬送の権利を有していたことが『感身学正記』等の史料から確認できる。

第三に、室町時代から江戸時代にかけて、これらの権利がどのように変容したかを分析する。かつての葬送に関する諸道具の取得権は、時代が下るにつれ他の寺院が葬儀を執り行う際に支払う権利料(役銭・免興)へと形を変えていった。「七条道場金光寺文書」によれば、彼らは葬具の権利料を米や金銭で徴収するようになり、その権利は一種の譲渡可能な債権として近世まで継承されていた。

本稿は以上の考察を通じて、清水坂非人が境界という場所の特性を背景に独自の葬送権を確立し、それを中世から近世にかけて経済的な利権へと変容していった過程を明らかにするものである。

## 第一章 坂と辻

本章では、清水坂非人が集住していた坂と境界としての辻について、その場所の特色とその関わりを検討する。

ここではまず、清水坂非人の集住していた坂とそれに関わる辻について検討していく。清水坂における非人身分の集住については『小右記』や『今昔物語集』から確認できる。

【史料①】『小右記』長元四年（一〇三二）三月十八日条（東京大学史料

編纂所編『大日本古記録小右記八』、岩波書店、一九七六年）

十八日乙丑 頭弁伝 勅語云、諸祭国忌日等見不参詣司令<sup>①</sup>、注進一  
者、従申時許天陰、参<sup>②</sup>堂塔、衝黒中納言来、清水坂下之者令<sup>③</sup>

施<sup>④</sup>給塩<sup>⑤</sup>令<sup>⑥</sup>申、

ここでは「清水坂下之者令施給塩令申」とあるように、「清水坂下之者」たちが塩を施給せよと指示が出されており、清水坂の下で非人身分の者たちが集住していたことが推測できる。また、『今昔物語集』一六一三四においては、非人の集住をうかがえる内容がある。「無縁也ケル小僧」がおり、観音に願っていたところ娘が来る。夜も遅いので清水の下にあるその娘の家に行ったところ、観音の導きだと信じて契りを交わし妻にした。その後、その娘は乞食の娘だとわかるが自身も乞食となり暮らしたとある。

『今昔物語集』が成立したのは十一世紀初め頃とされ、この時代には清水坂の下に乞食が集住していたとみてもよい。その中でも「乞食ノ頭」や「伴ノ乞食」といった文言が出てくることから、乞食の中でも階層的な性格が出てきていることわかる。清水寺下の清水坂における非人身分の集住については九世紀には『小右記』の記述から非人身分の集住が見られ、十一世紀から十二世紀にかけて非人身分の中でも階層分化がみられるようになったことがわかる。

次に坂についても検討していきたい。坂は『古事記』の段階からあの世とこの世の境目として描かれている。『古事記』では、伊邪那岐命が死んでしまった伊邪那美命に会うために「黄泉比良坂」という坂を通り黄泉国に行き、見てはいけなと言われた伊邪那美命を見てしまったという話がある。<sup>⑩</sup>

ここでは、坂はあの世とこの世の境目として意識されていたことが明らかであり、清水坂非人が集住していた坂もまた、これに共通する思想基盤があったと私は考える。

坂の語源については松岡静雄氏が以下のように指摘している。<sup>⑪</sup>

【史料②】サカ（坂）（嶮）（逆）（松岡静雄編『日本古語大辞典』、東出版、

一九二九年）

原 サはサキ（割）等の原語。一サの頂下を見よ、一カは「処」を意味する語。

義 分割所といふ意味から境の義を生じ、更に山の境の意を以て斜面即ち坂の義に転じたであろう。天津盤石磐境、黄泉平坂等の

サカは尚限界を意味する。一嶮の意のサカも此語の転義で、サカサマ（逆）とも用ひられ、運動を表示する語尾りを添付したサカりは降下を意味する。

このような「坂」と同じ、境目としての機能を持つものとして「辻」がある。辻とは道路が十字に交差する場所やよつつじなどの意であり、交差点として存在するものである。

鎌倉時代においては、辻の存在として辻取や死体の置き場として機能している場面がある。例えば、『八幡愚童訓』では、覚円という僧が無縁なるものだという理由で「さかゝ辻」という所に野すてになる場面がある。<sup>⑫</sup>その後、生前の大願により閻魔の許しを得て生き返るとい話なのだが、『八幡愚童訓』の描かれた鎌倉時代においては、無縁な遺体を辻に捨てていたことがみてとれる。また、『今昔物語集』においても僧が死んだあと葬料が無いために大路に捨てられてしまうことを嘆いている場面も登場する。<sup>⑬</sup>

辻を舞台として行われていた辻取りという風習について、御伽草子の「物くさ太郎」では「辻取とは、男も連れず、輿車にも乗らぬ女房の、みめよきが、わが目にかかるを取るぞ、天下の許しにてあるなり」と宿の者が説明している。これによって物くさ太郎は清水へ行き、辻取りを行うことになる。十七、八歳のうつくしき女性を見つけ、逃げた女性を謎解きの歌を頼りに捜し出す。

宿の者は辻取りには天下の許しがあるものと説明していた。一方で、鎌倉時代では『御成敗式目』の第三十四条<sup>⑭</sup>では、禁止されており、当時の風習としての辻取りとは暗黙の了解のうえで行われていた可能性が高いと私は考える。

また、ここで注目しておきたいのが宿の者が辻取りをすることに推奨した場所が清水であるということである。清水という舞台が男女の出会いの場として描かれていることが重要であると私は考える。

男女の出会いの場としての清水として、狂言での「伊文字」・「二十九八」・「吹取」がある。

「伊文字」の場合、男が清水の観音に参り、通夜をして西門に立った女を妻にせよという霊夢を得た。そこで太郎冠者がそこに立っている女に宿を尋ねたところ謎かけの歌で返事がなされた。冠者はその謎かけの「伊」の文字しかわからなかったため、「伊」の字の地域を聞くための関を作ったというものである。

「二十九八」の場合は清水寺に参詣して西門に立っている女を妻にせよと霊夢を得た。女を妻にしたはいいがその女はたいへんな醜女であり、男は逃げて行ってしまったというものである。

「吹取」では、清水観音に参詣し、八十余りの老僧から五条の橋で笛を吹き、その笛の音につられて出た女を妻にせよとお告げを受ける。男は笛を吹けなかったため笛をうまく吹ける先輩を連れて五条橋に行ったところ女が現れたが、その女は醜女であったというものである。

これらの狂言にて共通していることとして、清水観音に妻乞祈願に来ていることにある。この清水という舞台が男女を結びつける役割を持っていることが理解できる。

狂言における「伊文字」・「二十九八」・「吹取」はどれも霊夢をもって観音からのお告げで妻にせよというものであり、清水観音に男女を結びつける効果があるものとして描かれていることが明らかである。

こういった説話上の表現を総合すると、清水やその周囲には男女を結びつけるという大きな役割があった。この結びつけるという役割に加え、夢でのお告げという出来事が多く、その夢というものが人間にとつてこの世と他の世界との懸け橋となっていたといえる。

清水寺やその周囲、辻といった場所の特色として、私たちのいるこの世と別の世界との境界という性格が色濃くあり、清水坂に集住していた清水坂非人が葬送に関する権利の獲得することも、坂が持つあの世とこの世の境目という特色に遠因があったのではないかと私は考える。

## 第二章 中世における清水坂非人

本章では、中世における清水坂非人の実態について、先行研究を土台に検討していく。

清水坂非人とは清水寺下の坂に集住していた非人身分の者たちの総称であり、「坂下者」や「坂の者」とも呼ばれていた。これについて、浅野安隆氏は「坂の者」とは、中世非人のうち坂というその居住地の特徴によって呼ばれた人々の集団であり、その居住地の代表的なものは、京都の清水坂と奈良坂であったと説明している。また、脇田晴子氏は坂非人について、中世には逢坂関など交通の要衝の坂道には、非人・乞食がたむろしていたが、主として、京都の清水坂と、大和の奈良坂に集住した非人の集団を指すと説明している。

非人の成立については、丹生谷哲一氏が論じている。すなわち、癩者・乞食は、古代律令体制社会においては何ら卑賤視されておらず、その近親や村落共同体内部で扶養されるべきものと考えられていたこと、十世紀から一一世紀の中世社会の成立過程で、最もケガレた存在として一般の共同体から排除され、坂・宿・乞場へ集住するようになり、坂・宿・乞場などといった特定の場の設定（立宿・乞場の保証）ということが、ケガレ身分として中世非人身分成立の前提となったことと指摘している。

このように清水坂非人及び坂非人とは非人身分が集住していた坂という場由来する呼称であったと言える。この清水坂非人を成立させているのは清水坂という場と葬場としての鳥辺野が清水寺を入り口として位置していたことが大きな原因としてあったのではないかと私は考えている。そこで、中世非人身分の存在形態について、先行研究を批判的に検討していきたい。

日本中世における身分制の研究について、その端緒として黒田俊雄氏と大山喬平氏の研究が挙げられる。

黒田氏は非人を中世社会構造の中に位置づけることを主眼とし、非人は他人への隷属・奉仕する関係を契機として成立した身分ではない指摘した。つまり、非人は莊園制社会からの離脱・脱落者であり、身分外身分であると規定したのである。

大山氏は中世非人集団の組織形態が商工業などの座と共通していたことから、ケガレを祓うキヨメを中心としてできる特殊な社会的分業の一環であると指摘している。<sup>24)</sup>

このように、両氏の見解は相違を見せており、社会から外れた身分としての非人を指摘した黒田氏に対し、大山氏はキヨメを職業的にとらえ、非人身分は社会的に形成されてきたと指摘した。これらの中世非人の形成に関して重要になってくることは、清水坂非人のケガレ観である。非人は元々ケガレた存在であるか、それともキヨメを行うことでその身分形成が行われて来たかが問題である。

平安時代における遺体処理については、侍や官人の仕事であったことが『小右記』寛仁二年（一〇一八）五月十二日条<sup>25)</sup>に出てくる。

【史料③】『小右記』寛仁二年（一〇一八）五月十二日条（東京大学史料編纂所編『大日本古記録小右記五』、岩波書店、一九六九年）

十二日癸酉 宰相来、廻参三十講所、未尅許藏人頭左中弁経通消息状云、今朝瀧口女、於本所内一頓死、臨暗可令取捨侍一、但可用北陣門一歟将如何、前々有如此之時一如何侍乎、北腋並乾門等如何、報云、不知案内一、申兩殿、大殿、政殿、可進止一、但掖門宜歟、入夜宰相来云、大殿曰、於家修孔雀経法一、内裏穢仍明日不可参内一、前々希於禁中一有死者一、而藏人貞孝外、於御在所一最近所、未聞事也、可謂恠歟、

ここで「今朝瀧口女、於本所内頓死、臨暗可令取捨侍」とあるように、瀧口所において下女が頓死した際、遺体処理を行ったのは侍であった。

清水坂非人が具体的に遺体撤去に関わっていたことがみえるのは十三世紀の事である。これについて、『勘仲記』弘安七年（一二八四）七月十日条<sup>26)</sup>には以下の記述がある。

【史料④】『勘仲記』弘安七年（一二八四）七月十日条（『勘仲記第四』、

八木書店古書出版部、二〇一五年）

十日丙戌 晴、参殿下、昨日奏聞悠々今日又所内覽也、任勅

定可宣下之由被仰下、感神院申「今月四日林中小童自害事出来、仰犬神人雖令撤去、可為触穢哉否、可在時宜、但弘安三年如此事出来、其時無触穢之儀之由社家申之、可奏聞之由被仰下、其後申殿中事数ヶ条、御堂自恣帷紙等申散状、於今年者可有興行之御沙汰、慥任本員数可進済之由面々可仰由、被仰下了、

この記事の中に「感神院申「今月四日林中小童自害事出来」「仰犬神人雖令撤去、可為触穢哉否、」とあるように、感神院境内の林中で小童が自害した際、その遺体を撤去したのは犬神人であった。脇田晴子氏は「犬神人」と「清水坂の坂者」が南北朝期には、同一のものとしてうつており、この時期は犬神人と坂者は混同視され、一体化しているように見えると指摘している<sup>27)</sup>。南北朝期における「犬神人」と「清水坂非人」は混同視されており、この指摘は妥当性が高いと考えられる。

十一世紀において遺体撤去は侍が行っており、ケガレに関しては「内裏穢仍明日不可参内、」とあるように、平安時代にはケガレ観念を見て取ることができる。十三世紀になると清水坂非人による遺体撤去の事例があり、それが犬神人であったことから職能的なキヨメの側面が強いと推測できる。ケガレによって清水坂非人は身分外身分に位置づけられていたと黒田氏は述べていた<sup>28)</sup>。実際に平安時代における遺体処理においては「穢」の文言が出てきている。これに対して、島津氏は清水坂非人の成立におけるケガレ観念について、清水坂非人は元々ケガレた存在ではなく、自ら獲得した乞庭や草場の安定的支配のために組織化したことを明らかにし、ケガレ観念に関しては仏教を背景として付随された観念でありこれまでのキヨメを根拠とする研究は妥当ではないと指摘した<sup>29)</sup>。

黒田氏の中世社会における身分外身分という位置づけ自体はうなずけるものであるが、ケガレの有無に関係はなく、前章で述べたように清水坂非人が集住した坂の特徴にこそ原因があったのではないかと私は考えている。

では清水坂非人の職能はどのようなものであったか。最も注目すべきものとして、清水坂非人による葬送がある。

清水坂非人の葬送に関しては『感身学正記』建治元年（一二七五）八月条に引用されている建治九年八月十三日の長吏以下七人連判の請文がある。長吏以下七人連判の請文は以下のような四力条である。

【史料⑤】坂非人長吏以下七人連判（『感身学正記』二〇二〇）

一、諸人葬送之時、所令隨身於山野具足者雖罷取、号無其物、群臨葬家責申不足事、可令停止之、  
 一、堂塔等供養並如追善之仏事時、施主於送預涯分施物者、不可申子細、若無音之時者、縦罷向可預施物之由雖申之、相隨施者意樂、可令停止過分義云々、

一、授癩病之者在之由、承及之時者、以穩便使者申触子細之時、自身並親類等令相計重病之上者、在家之居住、始終依不可相計、罷出者不可有子細、不然者為長吏致涯分志者、向後可止其煩、背此義、過分用途於責取、付数多非人、成阿責与恥辱事、可令停止之、  
 一、重病非人等、京都之習、依無他方便、於上下町中致乞食之時、為諸人致過言詈辱可停止之於此条者、已通行二枚札、能能令禁斷者也、

右、於此四力条々者、諸国宿々一等可守此旨者也、此義有御感、於一日片時之人御候者向後永守此旨、更不可違失候、兼又受戒人数者、臨其期、非人来集之時、一々可令注進也、所々非人、皆以預御化度候、当坂一所相漏其内事、併可為舍衛三億衆候之間、為垂平等之御慈悲、当坂非人一等請文如件、

建治九年八月十三日

長吏以下七人連判

それぞれの条に関して私が注目しておきたいものは、一条目と三条目である。

一条目は葬地である鳥辺野においては、葬送のときに清水坂非人は葬送に関する諸道具を受け取る権利があったことを示している。また、三条目では清水坂非人は京中においては癩病者を引き受ける権利を有していたか明らかになっている。

これらのことから十三世紀における清水坂非人は、鳥辺野での葬送において葬送に関する諸道具を受け取る権利と京中において、癩病者を引

き受ける権利を有していたことが明らかである。

馬田綾子氏はこの請文にある葬地である鳥辺野において、葬送に関する諸道具を取得する権利は後の清水坂非人が有する葬送権につながっていると指摘している。

馬田氏は東寺と清水坂非人との免興に関する交渉とこの請文の「一、諸人葬送之時、所令隨身於山野具足者雖罷取」という記述から、清水坂非人が遺体処理をおこなっていたことを前提と想定し、葬場に隨身した際に、清水坂非人が諸道具類を自己のものとする権利があることを指摘した。興などの諸道具類は修復して継続的に使用できるという性格から、清水坂非人が独自に葬送を行うことを象徴していたと指摘している。

これに対して鳥津毅氏は次のような指摘をしている。すなわち、馬田氏は清水坂非人が遺体処理を行っていたという前提から葬送権を獲得したとしていたが、茶毘の場面に見られる清水坂非人は葬送に携わっておらず、清水坂非人が遺体処理を行っていたという前提を想定できないとし、請文にある具足に関しては膚付や衣一枚は含まず、貴人の葬送における上物と呼ばれる調度品や輿などの葬具一式など言い、清水坂非人はそれ取得する権益を持っていたとしている。

鳥津氏が指摘する清水坂非人の具足を取得する権利は、室町時代から江戸時代にかけて、清水坂非人の葬送権を明らかにするうえで重要になってくる。次章で扱う「七条道場金光寺文書」の中では、室町時代から江戸時代にかけて、清水坂非人が他の寺が葬送を行う際、輿や幕などの葬送における調度品の使用に対して料銭等を要求する場面が出てくる。鳥津氏の指摘は妥当であると言え、これを用いることで近世以降の清水坂非人の葬送の変容について考察できるのではないかと私は考える。

これまでの研究の中で清水坂非人は中世の初期からキヨメを勤め、ケガレ観念と共に京中における葬送を担っていたとされてきた。しかし、清水坂非人の葬送とはケガレやキヨメといった観念から京中の人に忌避されていたものではなく、そう言ったものとは切り離して考えるべきではないだろうか。

中世後期以降において、清水坂非人の葬送はどのような変容を見せるのであろうか。次章にて検討を進めていく。

### 第三章 清水坂非人の変容

本章では中世後期以降の清水坂非人の葬送について、「七条道場金光寺文書」を用いて検討していく。

清水坂非人の中世以前の葬送に関する史料は『感身学正記』建治元年（一二七五）八月二十七日条に引用されている建治九年八月十三日の長史以下七人連判の請文がある。

前章でも言及したように、葬送のときに鳥辺野において清水坂非人は葬送関連の具足を受け取ることができ、清水坂非人は葬送に関連する諸道具を受け取ることができ、清水坂非人は葬送に有していた。この権利こそ、室町時代以後の清水坂非人の葬送に関する権利とその葬送に関する権利の売買につながっていくのではないかと私は考える。本章では、葬送の際に葬送に関する諸道具を受け取る権利に言及するが、それらをまとめて本稿では〈葬送に関する権利〉と記述していく。

「七条道場金光寺文書」では、葬儀実施に際して清水坂非人から金光寺側に発給された文書が残されており、ここで扱う文書は正長元年（一二二八）から天文十七年（一五四八）までの室町中後期のものである。ここで〈葬送に関する権利〉に変化が出る過程を見て取ることができる。次の文書は正長元（一二二八）年十月の「引馬免状案」である。

【史料⑥】引馬免状案（「七条道場金光寺文書」一一五号文書、法蔵館、

二〇一二年）  
〔端裏書〕  
「坂ヨリ引馬ノ免状案」

七条御引導之時、引馬鞍等事、御遊行十五代上人御在京時、庫院其阿弥陀仏堅蒙仰候間、以御礼閣申、雖然於向後引馬御座候者、老貫文可給候、其外兎角之儀申間敷候、仍為後日状如件

正長元年拾月 日

坂公文所在判

進上七条御道場  
〔裏書〕  
「公方普光院殿時」

これは遊行十五代尊恵上人の代以来、七条道場が引導を勤めた葬儀に關しては引馬・鞍料等の請求することを清水坂方からは控えていたが今後は一貫文請求することを定めた文書である。また、長祿元年（一二五七）十一月八日の清水坂公文所請文にて以下の文言がある。

【史料⑦】清水坂公文所請文（縦紙）（「七条道場金光寺文書」一二五号

文書）  
〔端裏書〕  
「河原口御道場へ参」

就徳政之事、尤免輿以下可停止候、度々堅蒙仰候間、閣申入候上者、於向後ハ兎角違乱煩不可申入候、仍一昏之状如件

長祿元年霜月八日

七条金光寺

清水坂公文所（花押）

〔裏打紙原書〕  
「公方様 八代慈照院殿二坂ノ者犬神人ノ証文」

これは徳政につき、本来は免輿以下停止されるべきではあるが、幕府の仰せにより今後の免輿を承認する旨の請文である。この免輿とは葬送に用いる三昧輿の権利料であり、清水坂非人が葬送に関する諸道具の使用に關して権利料を求めていることがわかる。大永三年（一一五三）八月の文書には蓮台に關する二通の権利書がある。

【史料⑧】坂惣中奉行請文（「七条道場金光寺文書」一一三二号文書）

〔裏書〕  
「公方十二代恵林院殿時」弘化〆三十八年

於当坂中依有大義之子細、從七条道場預御合力候条、依蓮台之望、雖先々者百正宛役錢給置候、自今已後者、其度仁木杭仏事錢迄參拾正宛可給候段申定候、其儀惣中合点申上者、永代相違之儀申間敷候、若違乱煩申輩在之者、可被成盗人御罪科者也、仍為後日状如件

大永三癸未年八月日

坂惣中 奉行（花押）

金光寺 七条河原口

【史料⑨】坂奉行某免許状（「七条道場金光寺文書」一三四号文書）

〔大永三式通之内〕

〔坂奉行判物〕

就今度坂中料足之入儀、預御合力候之間、徳政付而蓮台錢之事、永代致免除訖、於向後者、徳政之刻式拾正宛可被下由申定候、其趣物中江申候処、各致榷合点上者、雖経後々代々候、違乱之儀申間敷候、仍後証之免許申所状如件

大永三癸未年八月日

坂奉行（花押）

金光寺（七条河原口）

〔公方十一代法住院殿時〕

「坂惣中奉行請文」は、清水坂非人側が七条道場の合力に対し、今までは百疋支払っていたものを、今後は木杭・仏事銭を含めて三十疋に減額すること認めたものであり、「坂奉行某免許状」では徳政令が出たとしても、二十疋を支払うべきことを定め置いたものである。

また、天文十七年（一五五八）の坂奉行衆請文は、金光寺が葬送を行う上で注目すべき文書であると私は考える。以下請文の記述である。

【史料⑩】坂奉行衆請文（「七条道場金光寺文書」一三七号文書）

〔坂ノ通 十三代万松院殿代〕

七条の道場寺（土部）において、とさうの事、あな一二五（坂方）文さかほうへ可給候、たんな方（兼部）同前なり、ひき（引馬）むま・ひや・あらかき・まく・つな、もとから御（寺主）てらしゆ（連判）さため（火造）のこ（兼部）とくなり、万（兼部）一いらんわつらい申者候ハ、六人のれんはん衆として申あきらむへき（究明する）物なり、仍後日のためのせうもん状如件

天文十七戊申年八月十日

越後（花押）

こん光寺

対馬（花押）

参 尾張（花押） 備中（花押） 相模（花押）

これは七条道場金光寺内において、土葬の際には金光寺から坂方に穴

一つにつき五十文、檀那方、つまり葬主も同様に支払うべきと定めているものである。また、引馬・火屋・荒垣・幕といった葬送の際に用いる器具に関しても権利料を求めている。しかし、「もとから御てらしゆさため（兼部）のこ（兼部）とくなり」とあるように前々からの寺主の定めた通りとしており、明確な額ははっきりしていないが、天文十七年（一五四八）以前の段階から清水坂非人に対し、金光寺側から清水坂非人に対して葬送に関する諸道具の権利を支払っていたことがわかる。この文書では「越後」や「対馬」などの国名が使われている。これは清水坂非人が名乗る際に用いられているものであり、証人として六人の坂非人がこの文書に関わっていることがわかる。近世において、清水坂と葬送の権利料について、そのやり取りを清水坂非人で行っていた事例は、七条道場金光寺以外にも存在している。「七条道場金光寺文書」にみられる念仏寺・庄厳寺墓所・福田寺墓所を事例に取り、それぞれの権利料を以下にまとめる。

①念仏寺

【史料⑪】念仏寺請文（統紙）（「七条道場金光寺文書」一四六号文書）

〔慶長六年丑年十一月之事〕

〔慶長年中念仏時役人証文〕

扣書附之事

- 一、のり物 十式匁
  - 一、のり物 丸やき式拾四匁
  - 一、たごし 十七匁
  - 一、たごし 丸やき廿三匁
  - 一、こし 三拾匁
  - 一、こし 丸やき三十八匁
- 山城国愛宕郡念仏寺（黒印）  
右者此所ニて無間違（水助）いこう相つとめ候也
- 坂町念仏寺役人 服部新平（黒印）  
坂町念仏寺役人 甲 左近（印）

慶長年中

丑十一月吉日

## ② 庄厳寺墓所

【史料⑫】庄厳寺墓所定書（豎紙）〔七条道場金光寺文書〕一五六号文書

「当時支配ノ趣意ニハ不用者歟」

庄厳寺墓所之事

永代金子二面仕切申候

一、ぶりさけ 此ハ仕切申候

五升

一、板こし

壹斗五升

一、はりこし

三斗

一、かん

五斗

一、さうち銭

六月一日

五升

一、引馬

壹石

一、火屋・あらかき・幕・繩、此分ハ坂方へ可出候、此趣違背申間

敷候、為其一札如件

寛文六年

霜月廿二日

庄厳寺

参

河内（黒印） 丹波（黒印） 丹後（黒印） 播磨（黒印） 備前（黒印） 大和（黒印）

寛文六年

霜月廿二日

福田寺

参

河内（黒印） 丹波（黒印） 丹後（黒印） 播磨（黒印） 備前（黒印） 大和（黒印）

## ③ 福田寺

【史料⑬】福田寺墓所定書（豎紙）〔七条道場金光寺文書〕一五七文書

「当寺支配ノ趣意ニハ不用者歟」

福田寺墓所之事

永代金子二面仕切申候

一、ぶりさけ 此ハ仕切申候

五升

一、板こし

壹斗五升

一、はりこし

三斗

一、かん

五斗

一、さうち銭

六月一日

五升

一、引馬

壹石

一、火屋・あらかき・幕・繩、此分ハ坂方へ可出候、此趣違背申間

敷候、為其一札如件

右の三通に挙げられた項目は、坂方が寺方に対し葬送に関する諸道具の現物を渡し、その代価を受け取っていたのではなく、寺側が葬送を行うことに関しての諸道具を受け取る権利に対する権利の内訳であった。これは『感身学正記』請文にある（葬送に関する権利）に由来すると考えられ、葬送に関する諸道具を受け取る代わりに米という対価を坂方が受け取るように変化していったということが推測できる。

念仏寺に関しては宛先が明記されているが、文書が金光寺にあるため、後年に権利料の取得が金光寺側に移っていた可能性があると私は考える。福田寺・庄厳寺に関しては、坂奉行衆の六人連判があり、権利料の内容も同一であるため、寛文六年（一六六六）でも清水坂非人に対して（葬送に関する権利）に対する権利料が変わらず支払われていたことが判断できる。

この清水坂非人の権利について変容が見られるのは、元和七年（一六二二）の七条道場金光寺が所有する赤辻の墓所に関する取り替わし文書にある。（葬送に関する権利）料の内訳は以下の通りである。

【史料⑭】坂奉行衆置文（豎紙）〔七条道場金光寺文書〕一五〇号文書

東山赤辻<sup>二</sup>候墓所七条之節目有付而、七条河原口へ引度之由、松房

江相理、坂方談合候て、住持之代、<sup>時懸</sup>則七条河原口へ墓所ひかせ申

処也、其時被定置分之事

一、ふりさけ

年中二壹石五斗<sup>但内墓共ニ</sup>

一、にないこし

五升也

一、板こし

壹斗也

一、新こし

壹斗五升也

一、はりこし

壹斗五升也

一、かん

五斗也

一、引馬二付而

五斗也

一、そうしせん六月朔日 壺斗也 一、正月四日 式十疋礼銭  
一、火屋・あら垣・まく・つな 以上

右之拾条、いづれもつ、めて毎年二三石五斗ニ永代相定事、七条金光寺廿代住持之時也、向後互違乱有間敷、為一筆証文如此、米之儀者霜月中ニ、急度坂方へ請取可申者也、仍如件

一、注阿ミ・力者ニ壺斗 一、すみ木ニ壺斗 一、たな六合ニ付而壺升五合、其上さん用可有候、注阿ミうけ取候て、寺地いらんあるましく候、以上

元和七<sup>辛酉</sup>年五月朔日

筑紫(花押) 飛驒(花押)  
加賀(花押) 出羽(花押)(黒印)  
河内(花押) 伯耆(花押・印)

七条道場金光寺  
参

【史料⑮】七条道場金光寺置文(豎紙)〔七条道場金光寺文書〕一五一

号文書)

東山赤辻ニ候幕所七条之節目有付而、七条河原口へ引度之由、松房江相理、坂方談合候て、住持之代、則七条河原口へ墓所ひかせ申処也、其時被定置分之事

一、ふりさけ 年中ニ壺石五斗但内壺共ニ  
一、にないこし 五升也 一、板こし 壺斗也  
一、新こし 壺斗五升也 一、はりこし 壺斗五升也  
一、かん(籠) 五斗也 一、引馬ニ付而 五斗也  
一、そうしせん六月朔日 壺斗也 一、正月四日 式十疋礼銭  
一、火屋・あら垣・まく・つな 以上

右之拾条、いづれもつ、めて毎年二三石五斗ニ永代相定事、七条金光寺廿代住持之時也、向後互違乱有間敷、為一筆証文如此、米之儀者霜月中ニ、急度坂方へ請取可申者也、仍如件

一、注阿ミ力者ニ壺斗 一、すみ木ニ壺斗 一、たな六合ニ付而壺升五合、其上さん用可有候、注阿ミうけ取候て、寺地いらんある

ましく候、以上

元和七<sup>辛酉</sup>年五月朔日

七条道場金光寺

坂惣中

参

金玉庵(花押)  
正覚庵(黒印)

金光寺と坂奉行の間で取り替わされたこれらの置文で、注目すべきなのは「右之拾条、いづれもつ、めて毎年二三石五斗ニ永代相定事」という文言である。これは十項目の料銭をまとめて毎年「三石五斗」として清水坂非人方へ納めることを取り決めたものであり、元和七年(一六二二)以降江戸時代を通じて、ここでもとめられた「三石五斗」が権利料として存在している。また、「松房江相理」という文言も注目すべきであり、この松房は『遠碧軒記』にも登場している。

【史料⑯】遠碧軒記(『日本随筆大成第一期10』、吉川弘文館、一九七五年)

古より鳥部山の人焼の御坊は、華屋松ノ坊と云ものにて、今に六波羅の西の方北の御門と云所に住す。即鳥部山にもあり、古より屋敷あり、鳥部山の火屋のひけてより、建仁寺の火屋へつぼむ、今度又西の西の火屋へ一つにつぼむなり、今北御門と云は、古の六波羅の北の方の門の有つる方や。

ここでは、鳥部山の人焼の御坊は、「華屋松ノ坊」というものであると紹介されており、宝暦六年(一七五六)成立の『遠碧軒記』における、人焼の御坊「華屋松ノ坊」と元和七年(一六二二)の七条道場金光寺置文にて登場する「松房」は同一の人物ではないかと私は推測する。

また、七条道場が所有する「東山赤辻」の墓所というものはもともと清水坂非人が所有していた。応永五年(一三九三)八月十五日の文書には、善阿という人物が時阿という人物に対し、清水寺領内の茶毘所を直銭五貫で売り渡している。その翌日には時阿が七条道場金光寺に対し同額の直銭五貫で売り渡している。「東山赤辻」は、これらにみえる「清水寺領内赤築地」のことだとみてよい。

【史料⑰】善阿売券（七条道場金光寺文書）一八二号文書）  
うりわたすたミ所の地事

合売所在所清水寺領内赤築地天神中路南類也

東限けいせい地のついち、南ノ東なから程八岸をかきる

四至中より西ハはくらうの墓の後の石仏をかきる、西ハ

天神大路の路をかきる、北な

右件地ハ善阿弥さうてんの私領也、しかるを用々あるによて、直錢  
五貫文に永代をかきて、時阿弥陀仏へ売渡実也、若万一もいらん  
わつらいのときハ、うりぬし請人のさたとして、十ヶ日の中ニ余の  
地にたてかへ申へく候、仍為後日売文□状如件

（異筆）「三代鹿苑院殿年号」

応永五年八月十五日

売主 善阿（花押）

相共 善妙（花押）

請人 因幡（花押）

請人 越前（花押）

【史料⑱】時阿売券（七条道場金光寺文書）一八三号文書）

売渡申たミ所の地事

合売所在所清水寺領内赤築地天神中路南類也

東限けいせい地のついち、南ノ東なから程八岸をかきる

四至中より西ハはくらうの墓の後の石仏をかきる、西ハ

天神大路の路をかきる、北をなし

右件地ハ時阿弥さうてんの地なり、しかるを用々あるによて直錢五  
貫、七条高倉の御道場へ永代をかきて、うりわたしたてまつる所実  
也、本売券一通をあいそへ申上ハ、さらに違乱わつらいあるへからす、  
若万一此地にわつらい出来時、十ヶ日中ニ余地ニたてかへさへ致へ  
く候、仍為後日売文状如件

応永五年八月十六日

売主時阿（花押）

【公方三代鹿苑殿□】

ここで注目しておきたいことは、「善阿弥売券」において、善阿が時  
阿にこの火屋を売り渡す際の請人として「因幡」・「越前」の名があるこ  
とである。先に挙げたように清水坂非人は国名を名乗っていたという事  
実があり、この「因幡」・「越前」に関しては清水坂非人であったと判断  
できる。

清水坂非人の「越前」に関しては応永十八年（一四〇五）に「越前」  
が所有する延年寺の土地を金光寺側に売り渡す際にも見えている。

【史料⑲】延年寺住人越前等寺地売券（堅紙）（七条道場金光寺文書）  
七五号文書）

永代売渡申東山延年寺地の事

合売所者つきたしのふん

右かの在所の地ハ、ようくあるによて、現錢式貫文ニ永代をか  
きりて候て、七条道場金光寺へうりわたし申候実也、但この地につ  
き候て、いさ、か違乱煩儀出来候者、本せん一倍に返し可申候、又  
子孫におき候て、千万違儀の子細申仁出来候ハ、不敬の者たるへ  
く候、仍為後証売券状、如件

【四代勝定院殿年号】

応永十八年卯二月廿三日

売主延年寺住人越前（花押）

請人同子息 善教（花押）

ここで疑問に残ることは、「東山延年寺地」については、清水坂非人  
である「越前」から七条道場金光寺側に対して売り渡してきたにも  
かわらず茶毘所については、清水坂非人から直接に七条道場金光寺側  
へ売り渡してきたことである。これは、明らかにしていききたかった  
事であるが、史料が足りていないことから今後の課題としたい。

元和七年（一六二二）の置文にて取り交わされた（葬送に関する権利）  
料としての「三石五斗」は、宝永元年（一七〇四）五月十三日の金光寺  
役者が奉行に出した口上書にも見える。

【史料⑳】金光寺役者口上書（豎紙）「七条道場金光寺文書」一六一号文書

「宝永元年申五月十三日三百三十七年以前火葬場買請之義申上候書也」  
覚

一、当寺境内火屋之儀、先年者東山鳥辺野ニ御座候ニ、三百三拾七年以前絃召時阿与申之方々買請申候、只今山錢凡壹ヶ年ニ金三拾兩、又者五拾兩程御座候、則金光寺方丈江受納仕候内、米三石五斗絃召方江遣シ申候、山守儀者施主方々之施物ニ而渡世仕申候、右之通相違無御座候、以上

宝永元年<sup>甲</sup>五月十三

七条道場金光寺

御奉行様

役者 宗寿菴  
名印 西光院  
名印

ここには、「当寺境内火屋之儀、先年者東山鳥辺野ニ御座候ニ、三百三拾七年以前絃召時阿与申之方々買請申候」とあるように、金光寺が所有する火屋は時阿から買い受けたこと、それに伴い「米三石五斗絃召方江遣シ申候」とあるように坂非人方に米三石五斗を渡すこととなったことが見て取れる。

また、「三石五斗」は天保四年（一八三三）六月の服部平左衛門が金光寺側に提出した一札にも見える。

【史料㉑】服部平左衛門等年米請取方讓与一札（豎紙）（七条道場金光寺文書）一九七号文書）

一札之事

一、從御当山年々玄米三石五斗宛、我等方江数年來請取來候処、此度勝手ニ付、香具屋嘉兵衛方江相譲リ申候処実正也、然ル上者、向後右三石五斗者、右人方江急度御渡シ可被下候、為後日差入置一札、依而如件

天保四年巳六月

服部平左衛門

親類金井外直

（印）  
（印）

七条金光寺

御役者中

右の文章にみる「三石五斗」を受け取る権利は服部平左衛門から香具屋嘉兵衛に売り渡されており、近世以後清水坂非人が解体していく中でも「三石五斗」が権利として譲渡がされてきたことが明らかである。

清水坂非人の持つ葬送権とは葬送に関する具足を取得する権利であった。中世から室町中後期に至るに当たり権利の形態が具足の取得の権利から権利料を受け取ることに変化していったことが、清水坂非人と金光寺といった寺院との取引によって明らかである。

室町中後期から近世にかけては権利に関する料金が銭から米へと変化し、権利の内容について変化はなかった。時代が進むにつれ、それらをまとめて「三石五斗」になり、権利としての「三石五斗」がこれ以降に度々登場するようになった。その後、この「三石五斗」が権利として売買されるようになり、清水坂非人の権利というものは十九世紀に近づくにつれて衰退していったことが見て取れる。これについては、元和七年（一六二二）の坂奉行と七条道場との取り替わし証文があり、その両方が七条道場側にあるため、清水坂非人の解体に伴い「三石五斗」を受け取る権利が譲渡されたと私は考える。

先にみた天保四年（一八三三）の「服部平左衛門等年米請取方讓与一札」では、清水坂非人ではない者の（葬送に関する権利）の売買が見られ、清水坂非人の権利は坂非人が解体されていく中で譲渡されてきたと述べたが、どの時点で清水坂非人の解体が現れるかは読み解けず、清水坂非人を考える上での今後の課題としたい。

## 結論

本稿では、清水坂に集住した非人身分集団の清水坂非人を対象に、彼らの居住空間の特性と、葬送をめぐる職能・権利の変容過程を分析してきた。私が以上の考察から得た知見は、以下の通りである。

まず第一には、清水坂非人が拠点を置いた坂や辻という場所の特質が、彼らの職能形成に深く関与していた点である。坂や辻といった場は、現世と来世の境界として意識されていた。清水坂周辺における男女の結び

つきや霊夢を媒介とする物語の集積は、この地が持つ他界への懸け橋としての境界性を象徴していると私は考える。<sup>33)</sup>こうした空間的特性こそが、非人集団による葬送関連権益の獲得を促す重要な遠因となったといえるだろう。

そして第二には、中世における清水坂非人の実態は、単なるケガレの觀念によって社会から排除された存在ではなく、自らの乞庭や草場を安定的・組織的に支配する職能集団であった点である。彼らは鳥辺野などの葬地において、葬送に際して供される諸道具「具足」を取得する固有の権利を確立していた。この権利は、後世において経済的利権へと発展する基盤となったといえるだろう。

第三には、室町時代から近世にかけて、清水坂非人の持つ権利は現物の取得から権利料の徴収へと大きな変容を遂げた点である。「七条道場金光寺文書」等の分析から明らかのように、かつて葬具を直接手に入れた権利は、他の寺院が葬儀を行う際に支払う免興や役銭といった金銭・米による代価へと置き換わっていった。この過程で葬送権は、一種の譲渡可能な債権へと変質し、近世社会の中で強固な経済的利権に変化していった。

これらを総括するならば、清水坂非人は境界という特異な場所性を背景に、葬送という社会的職能を独占的な権利へと昇華させたといえるであろう。その権利は中世から近世への社会構造の変化に伴い、現物取得から経済的利権へと形を変えながらも、彼らの集団的アイデンティティと生存を支え続けたといえる。具体的な清水坂非人については具体的な史料が見て取ることができなかつたため明らかにすることができなかつたため、今後の研究課題としたい。

## 注

- (1) 『小右記』長元四年(一〇三二)三月十八日条(東京大学史料編纂所編『大日本古記録小右記八』、岩波書店、一九七六年)  
 (2) 前掲注(1)  
 (3) 『今昔物語集』一六一―三四「無縁僧仕清水観音成乞食得便語」(『新

編日本古典文学全集三六』今昔物語集二、小学館、二〇〇〇年)

(4) 笹本正治『辻の世界』(名著出版、一九九五年)

(5) 網野善彦・大西広・佐竹昭広編『天の橋・地の橋』(福音館書店、一九九一年)に関連する指摘がある。

(6) 『感身学正記』建治元年(一二七五)八月二十七日条(『感身学正記』二、平凡社、二〇二〇年)

(7) 『七条道場金光寺文書』(村井康彦・大山喬平編『長楽寺蔵七条道場金光寺文書の研究』、法蔵館、二〇二二年)

(8) 前掲注(1)

(9) 前掲注(3)

(10) 『古事記』上巻 伊邪那岐命と伊邪那美命(五) 黄泉の国(『新編日本古典文学全集一』古事記、小学館、一九九七年)

(11) 松岡静雄「サカ」(松岡静雄編『日本古語大辞典』、東出版、一九二九年)

(12) 『八幡愚童訓乙』四 仏事(『日本思想大系』二〇〇) 寺社縁起、岩波書店、一九七五年)

(13) 『今昔物語集』巻第二八一―一七「左大臣御説経所僧醉茸死語」(『新編日本古典文学全集三八』今昔物語集四、小学館、二〇〇二年)

(14) 『室町物語草子集』「物くさ太郎」(『新編日本古典文学全集六三』室町物語草子集、小学館、二〇〇二年)

(15) 鎌倉幕府法には、「於道路辻捕女事、於御家人者、百箇日之間可止出仕、至郎従以下者、仕大将御時之例、可剃除片方鬢髮也、但於法師罪科者、当于其時可斟酌」(『中世法制史料集』第一巻 鎌倉幕府法』岩波書店、一九五五年)とあり、辻取りを行った際には御家人は百箇日の間出仕を止めること、郎従以下に関しては御家人の例に任せて片方の鬢髮を剃り除くことが定められている。しかし、これは武士の中での道理であり、その他の民、特に今回では京都に住む人々に関しては罰則がなかった可能性が考えられる。

(16) 『新編日本古典文学全集六〇』狂言記 狂言記巻第五 二伊文字(小学館、二〇〇〇年)

(17) 『新日本古典文学大系 五八 狂言記』外五十番(二) 二九十八(岩

